

「田中昌人記念学会賞」運営規程

2009年8月3日施行

- 1) <名称> 「田中昌人記念学会賞」とする。
- 2) <目的> この賞は、本会設立に尽力された初代代表・故田中昌人先生の業績を偲びその名を記憶するとともに、本会活動の一層の発展を期するために設ける。
- 3) <対象者> 本会会員とする。原則として若手の研究者とするが、年齢制限は特に定めない。
- 4) <対象業績等> 対象は本学会誌および本学会シリーズ本での掲載原稿とする。ただし、学会外の出版物およびそこで掲載原稿も可とするが、この場合は会員2名以上の推薦による推薦とする。なお、自己応募はなしとする。
- 5) <選考委員会> 選考委員は理事会において2年ごとに選出する。委員定数は3~5名とする。なお、委員には理事が含まれなければならない。任期は1年とする。選考委員の互選で委員長を選出する。必要な場合は副委員長をおくことができる。
- 6) <選考期間・結果公表等> 2年ごとに行われ、選考結果は、理事会に報告・審議され、2年ごとの総会時に公表される。受賞者には記念品等を贈呈する。贈呈は総会の場において行う。
- 7) <規程変更> 本運営規程の変更は理事会において行う。

<付記事項>

- 1) 第1回の選考については、推薦受付締切を2009年10月31日とする。
- 2) 第1回選考委員については、第III期第3回理事会承認(2008年11月15日)に基づき、井上理事、碓井理事、津田理事、細川事務局次長の4名とし、委員長は碓井理事とする。
- 3) 2012年3月10日に開催した第IV期第8回理事会において、5) <選考委員会>および6) <選考期間・結果公表等>に関する規定を変更した。
本改正にもとづく、第3回田中昌人賞の選考委員は、2013年3月に開催する理事会において選出し、選考結果の公表は、2014年3月に開催する総会において行われる。以降、2年ごとに選考委員を選出し、2年ごとに選考結果を公表する。